

令和8年流山市教育委員会会議第5回定例会会議録

- 1 日 時 令和8年5月28日（木曜日）
開会 午前10時00分
閉会 午前10時20分
- 2 場 所 流山市役所 庁議室
- 3 出席委員 教 育 長 吉田 瑞穂
教育長職務代理者 宮田 義則
委 員 羽中田 彩記子
委 員 宮本 尚子
委 員 勝本 正實
委 員 上條 理恵
- 4 欠席委員 なし
- 5 傍聴者 なし
- 6 出席職員 教育総務部長 新倉 英之
教育総務課長 横尾 伸一
学校施設課長 横山 則之
学校教育部長 南 暁男
学校教育部次長兼学校教育課長 吉川 正一
指導課長 高畑 佐文
いじめ防止相談対策室長 鴫田 拳
幼児教育支援センター所長 長谷部 敬子
生涯学習部長 石川 博一
文化芸術・生涯学習課長 川名 健二
博物館長 北澤 滋
- 7 事務局職員 教育総務課長補佐 當山 久絵
教育総務課庶務係長 石川 春樹

教育総務課主任主事	右田 宏樹
教育総務課主任主事	神谷 遼
教育総務課会計年度任用職員	寺坂 真佐美

8 議案等

- 議案第15号 令和8年流山市議会第2回定例会の議案に対する意見申出について
議案第16号 令和8年流山市議会第2回定例会の議案に対する意見申出について
議案第17号 流山市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について
報告第8号 臨時代理の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）

9 議事の内容

（開会 午前10時00分）

教育長

ただいまから、令和8年流山市教育委員会会議第5回定例会を開会します。
まず、令和8年流山市教育委員会会議第4回定例会の会議録をお配りしておりますが、御意見、御指摘ございますか。

（特になし との声あり）

教育長

特になしということですので、承認ということにします。
これより議事に入りますが、議案第15号「令和8年流山市議会第2回定例会の議案に対する意見申出について」及び議案第16号「令和8年流山市議会第2回定例会の議案に対する意見申出について」は、市長に対する意見の申出を必要とする事項です。よって、流山市教育委員会会議規則第13条第1項の規定により非公開とし、本日の議事日程につきまして、当該案件を同会議規則第10条第1項の規定により、各課等事務連絡の後に繰り下げたいと思いますが、御異議ありませんか。

（異議なし との声あり）

教育長

御異議なしと認めます。よって、これらの案件につきましては非公開とし、各課等事務連絡の後に審議します。

それでは議事に入ります。

議案第17号「流山市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

学校教育部長 教育委員会の附属機関である流山市いじめ問題対策連絡協議会の委員について、現行の委員9名の任期が令和8年5月31日をもって満了します。つきましては、令和8年6月1日以降の委員を委嘱することについてご審議賜りますようお願いいたします。詳細については、いじめ防止相談対策室長より御説明します。

いじめ防止相談対策室長 流山市いじめ問題対策連絡協議会は、いじめ防止等に関係する機関及び団体の連携を図ることを目的とし、条例の定めにより設置しているもので、児童相談所や法務局、警察署、人権擁護委員、医師、PTA連絡協議会会長、小中学校校長、教育委員会の職員により構成されています。この度、委員の任期が令和8年5月31日をもって満了しますので、議案書14ページに記載された9名の方を、令和8年6月1日付けでいじめ問題対策連絡協議会委員として委嘱したいと考えています。なお、9名のうちPTA連絡協議会顧問の坂本知子氏は、今回新たに委員として委嘱したいと考えています。その他の8名、千葉県柏児童相談所の石井周平氏、千葉県警察流山警察署の及川昌俊氏、流山市立八木南小学校校長の柴田知宏氏、流山市立東部中学校校長の中曽根仁史氏、千葉地方法務局松戸支局の長久保晋一氏、松戸人権擁護委員協議会の中島美江氏、流山市医師会の肥田裕久氏については、引き続き委員をお引き受けいただけることになっています。また、いじめ防止相談対策室長の私、鴫田拳につきましても、引き続き委員を務めさせていただきます。委員の任期は、流山市いじめ防止対策推進条例第15条第4項で2年とされていますので、令和8年6月1日から令和10年5月31日までの2年となります。

教育長 本案について質疑等ありましたらお願いします。

(特になし との声あり)

教育長 質問がないようですので、質疑等を終結します。
議案第17号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

教育長	<p>御異議なしと認めます。よって議案第17号は、原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>次に、報告第8号「臨時代理の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）」を議題とします。報告理由の説明を求めます。</p>
教育総務課長	<p>本件は、流山小学校区第3おおぞら学童クラブで発生した物損事故に関わる和解及び損害賠償の額の決定について、流山市教育委員会組織規則第5条第1項の規定により臨時代理しましたので、同規則第5条第2項の規定により報告するものです。事故の内容ですが、令和8年1月24日、当該学童クラブに隣接する特別養護老人ホームの駐車場において、社会福祉法人あかぎ万葉の職員が車両を後進させた際に学童クラブ敷地内フェンスに衝突し、当該フェンスを破損させたものです。解決方法は、相手方である社会福祉法人あかぎ万葉が市の損害額全額を負担することで、令和8年5月15日に和解が成立しています。損害額はフェンスの修繕費24万4,029円となります。児童のいない時間帯の発生であったこともあり、この事故で人的被害等はなく、修理も終わっています。</p>
教育長	<p>本案について質疑等ありましたらお願いします。</p> <p>(特になし との声あり)</p>
教育長	<p>質問がないようですので、質疑等を終結します。</p> <p>報告第8号は、原案のとおり了承することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし との声あり)</p>
教育長	<p>御異議なしと認めます。よって報告第8号は、原案のとおり了承することに決しました。</p> <p>次に、各課等事務連絡に移ります。博物館からお願いします。</p>
博物館長	<p>(令和8年度特集展示について)</p>
教育長	<p>以上の各課等事務連絡への質疑等がありましたらお願いします。</p>

(特になし との声あり)

教育長

特にないようですので、各課等事務連絡についての質疑等を終了します。
続きまして、先ほど非公開と決定しました案件に入ります。

※以下の議案第15号から議案第16号までについては当初非公開とし、
6月25日定例会にて公開を議決。

教育長

議案第15号「令和8年流山市議会第2回定例会の議案に対する意見申出
について」を議題とします。

私から令和8年度教育費補正予算案について、提案理由の説明をいたします。
内容としては、議案書2ページに書かれている令和8年度一般会計第2
号補正となります。物価高騰対応と、年度途中で必要となった財源について
の補正予算を行うものです。教育委員会該当部分で言うと、2ページの一番
下、「学校給食環境整備事業」について、1,382万8,000円を予算計
上しています。全体としては、歳入・歳出それぞれ各部局が計上をしている
こととなります。歳入の全体額は議案書3ページ、こちらは教育委員会所管
のものはありませんが、3ページ右下にある7億1,957万9,000円
が、歳入の決定額です。議案書4ページは歳出の決定額です。こちら「決
定額」欄の一番下にある7億1,957万9,000円が、歳出の決定額で
す。なお、国による物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金を活用して実
施する事業もこの中に含まれています。4ページのNo.13に学校教育課
所管の「学校給食環境整備事業」が計上されています。こちらは市野谷小学
校と南流山第二小学校において、令和8年度児童数が想定を上回っていたこ
とから食数が増加し、それに伴い予算を追加で計上するものです。

教育長

本案について質疑等ありましたらお願いします。

(特になし との声あり)

教育長

質問がないようですので、質疑等を終結します。
議案第15号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

教育長 御異議なしと認めます。よって議案第15号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第16号「令和8年流山市議会第2回定例会の議案に対する意見申出について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

学校教育部長 議案第16号、流山市幼児教育支援センター及び附属幼稚園の設置等に関する条例の一部を改正する条例の原案について、提案理由を御説明いたします。議案書5ページを御覧ください。幼児教育においては、幼稚園、保育施設間の差異が縮小されたことや、共働き世帯の増加、令和元年10月からの幼児教育保育の無償化等により保育需要が高まる一方で、相対的に幼稚園需要は減少傾向となっています。附属幼稚園の園児在園数は、定員60人に対して、平成30年度に47名だったものが、令和8年度は12名となり、大幅に減少しているところです。園児の減少により、同年代の幼児が共に集団生活を営む場や、幼稚園における適切な学級の規模が確保できず、園児への教育の観点からも懸念が生じているため、現在の在籍園児の卒園時期である令和9年度末をもって附属幼稚園を廃園とするものです。詳細については、学校教育課長より御説明します。

学校教育課長 はじめに議案書6ページの改め文及び7ページから9ページの新旧対照表を併せて御覧ください。今回の条例の一部改正では、条例の名称を含め、条例中にある附属幼稚園の記載を削るものになります。また、条例の一部改正後も幼児教育支援センターは継続することから、第2条第4号は「附属幼稚園の活動を利用した」を「幼児教育のための」に改めます。改正後の条例については、令和10年4月1日から施行するものです。次に議案書10ページから12ページの新旧対照表を御覧ください。今回の条例の一部改正により、関連する流山市職員の給与に関する条例の一部改正、流山市学校事故調査委員会設置条例の一部改正を行い、附属幼稚園に関連する記載を削ります。また、流山市立幼稚園協議会条例については廃止とします。

教育長 本案について質疑等ありましたらお願いします。

羽中田委員 大変大きな内容だと思います。これからの過程があると思いますが、このことに際して私が思っていることをお伝えしておきたいと思います。廃園に

関しては様々な意見があり、その中で廃園という方向に進んでいると思いますが、今の時点で人数も少なくなったことで、附属幼稚園の活動を利用した教育活動を実際に行うことが不可能であったということは実態としては分かります。ただ、当たり前のことですがこれを契機にして、できる限り流山市内の保育園・幼稚園・小学校が参加できる、全幼児教育機関が参加できるようなシステムを作っていただきたい、もちろん今作りつつあるということは承知しています。できる限り多くの機関が参加できるようにしていただきたいということと、職員の交流をしっかりと図っていただきたいということ、そしてただこちらから与えるのではなく、施策については相互理解を図るような、慎重な取組をお願いしたいということを、ここで述べさせていただきます。当たり前のことだと思うので進んでいることは十分承知していますが、改めて議事録に記録していただきたいと思います。

教育長

ほかに御質問はありますか。

(特になし との声あり)

教育長

質問がないようですので、質疑等を終結します。

議案第16号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

教育長

御異議なしと認めます。よって議案第16号は、原案のとおり可決することに決しました。

以上をもって、本日教育委員会会議に付議された案件の審議は終了いたしました。

以上で、令和8年流山市教育委員会会議第5回定例会を終了します。

(閉会 午前10時20分)